

議案第7号

長与町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成29年3月7日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正を受け、所要の改正を行うもの。

長与町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例

長与町社会福祉法人の助成に関する条例（昭和60年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第56条第1項」を「第58条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。